

刑事判例研究 (3)

中央大学刑事判例研究会

強制わいせつ罪（刑法（平成二九年法律第七二号による改正前のもの）一七六条）にいう「わいせつな行為」を認めるにあたり、行為者の性的意図は必須の要件ではないとした事例

海老澤 侑

平成二八年（あ）一七三一号、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、強制わいせつ、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被告事件、平成二九年一月二九日大法廷判決、刑集七一巻九号四六七頁

【事案の概要】

被告人は、被害女児に対して自身の陰茎を触らせ、口にくわえさせ、被害女児の陰部を触る等の行為を行い、これらの行為が強制わいせつ罪等に該当するとし、起訴された。被告人は、これらの行為を、インターネット上で知り合ったAから金を借りる際に、その条件として被害女児とわいせつ行為をした画像データを要求されたことから行つたのであり、上記の行為に際し性的意図はなかったことから、強制わいせつ罪は成立しないと主張した。

これについて一審の神戸地裁（神戸地判平成二八年三月一八日刑集七一巻九号五二〇頁）⁽¹⁾は、「強制わいせつ罪の保護法益は、被害者の性的自由と解されるところ、犯人の性的意図の有無によって、被害者の性的自由が侵害されたか否かが左右されるとは考えられ」ず、「性的意図が強制わいせつ罪の成立要件であると定めた規定はなく、同罪の成立にこのような特別の主観的要件を要求する実質的な根拠は存在しない」として、後に紹介する昭和四五年判例を相当でないと判断し、強制わいせつ罪の成立を認めた。

これに対し、被告人側が法令適用の誤り等で控訴したところ、大阪高裁（大阪高判平成二八年一〇月二七日刑集七一巻九号五二四頁）⁽²⁾においても、一審と同様の判断がなされた。すなわち「強制わいせつ罪の保護法益は被害者の性的自由と解され、同罪は被害者の性的自由を侵害する行為を処罰するものであり、客観的に被害者の性的自由を侵害する行為がなされ、行為者がその旨認識していれば、強制わいせつ罪が成立し、行為者の性的意図の有無は同罪の成立に影響を及ぼすものではないと解すべきである。その理由は、「犯人の性欲を刺激興奮させ、または満足させるといふ性的意図の有無によって、被害者の性的自由が侵害されたか否かが左右されるとは考えられ」ず、「性的意図が強制わいせつ罪の成立要件であると定めた規定はなく、同罪の成立にこのような特別な主観的要件を要求する実質的な根拠は存在しないと考えられるからである」。

二審の判決に対して被告人側が上告したところ、大法廷に回付され、左記の判断が示された。

【判決要旨】

上告棄却⁽³⁾

「昭和四五年判例は、強制わいせつ罪の成立に性的意図を要するとし、性的意図がない場合には、強要罪等の成立があり得る旨判示しているところ、性的意図の有無によって、強制わいせつ罪（当時の法定刑は六月以上七年以下の懲役）が成立するか、法定刑の軽い強要罪（法定刑は三年以下の懲役）等が成立するにとどまるかの結論を異にすべき理由を明らかにしていない。また、同判例は、強制わいせつ罪の加重類型と解される強姦罪の成立には故意以外の行為者の主観的事情を要しないと一貫して解されてき

たこととの整合性に関する説明も特段付していない」。

「諸外国においても、昭和四五年（一九七〇年）以降、性的な被害に係る犯罪規定の改正が各国の実情に応じて行われており、我が国の昭和四五年当時の学説に影響を与えていたと指摘されることがあるドイツにおいても、累次の法改正により、既に構成要件の基本部分が改められるなどしている。こうした立法の動きは、性的な被害に係る犯罪規定がその時代の各国における性的な被害の実態とそれに対する社会の意識の変化に対応していることを示すものといえる」。

「昭和四五年判例は、その当時の社会の受け止め方などを考慮しつつ、強制わいせつ罪の処罰範囲を画するものとして、同罪の成立要件として、行為の性質及び内容にかかわらず、犯人の性欲を刺激興奮させ又は満足させるといふ性的意図のもとに行われることを一律に求めたものと理解できるが、その解釈を確として揺るぎないものとみることはできない」。

「そして、『刑法等の一部を改正する法律』（平成一六年法律第一五六号）は、性的な被害に係る犯罪に対する国民の規範意識に合致させるため」に規定され、そして、『刑法の一部を改正する法律』（平成二九年法律第七二号）は、性的な被害に係る犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処を可能とするため」に規定された。「これらの法改正が、性的な被害に係る犯罪やその被害の実態に対する社会の一般的な受け止め方の変化を反映したものであることは明らかである」。

「今日では、強制わいせつ罪の成立要件の解釈をするに当たっては、被害者の受けた性的な被害の有無やその内容、程度にこそ目を向けるべきであって、行為者の性的意図を同罪の成立要件とする昭和四五年判例の解釈は、その正当性を支える実質的な根拠を見いだすことが一層難しくなっているといわざるを得ず、もはや維持し難い」。

「もつとも、刑法一七六条にいうわいせつな行為と評価されるべき行為の中には、強姦罪に連なる行為のように、行為そのものが持つ性的性質が明確で、当該行為が行われた際の具体的状況等如何にかかわらず当然に性的な意味があると認められるため、直ちにわいせつな行為と評価できる行為がある一方、行為そのものが持つ性的性質が不明確で、当該行為が行われた際の具体的状況等をも考慮に入れなければ当該行為に性的な意味があるかどうかの評価し難いような行為もある。その上、同条の法定刑の重さに

照らすと、性的な意味を帯びているとみられる行為の全てが同条にいうわいせつな行為として処罰に値すると評価すべきものではない。そして、いかなる行為に性的な意味があり、同条による処罰に値する行為とみるべきかは、規範的評価として、その時代の性的な被害に係る犯罪に対する社会の一般的な受け止め方を考慮しつつ客観的に判断されるべき事柄であると考えられる」。

「そうすると、刑法一七六条にいうわいせつな行為に当たるか否かの判断を行うためには、行為そのものが持つ性的性質の有無及び程度を十分に踏まえた上で、事案によっては、当該行為が行われた際の具体的状況等の諸般の事情をも総合考慮し、社会通念に照らし、その行為に性的な意味があるといえるか否かや、その性的な意味合いの強さを個別事案に応じた具体的事実関係に基づいて判断せざるを得ないことになる。したがって、そのような個別具体的な事情の一つとして、行為者の目的等の主観的事情を判断要素として考慮すべき場合があり得ることは否定し難い。しかし、そのような場合があるとしても、故意以外の行為者の性的意図を一律に強制わいせつ罪の成立要件とすることは相当でなく、昭和四五年判例の解釈は変更されるべきである」。

【研究】

一 問題の所在

本判例は、強制わいせつ罪の成立を認めるにあたり、行為者に対し、故意のほかに、性的な意図が要求されるべきかが問題となったものである。そもそも性的意図が要求されたのは、例えば医療行為の診察・手術が強制わいせつ罪における犯罪成立要件のいずれの段階で阻却され得るのかが判断し難い場合に、構成要件段階で成立を回避するためであるという理由付けが挙げられていた。⁴⁾

そして、本判例以前に性的意図の要否について判断を示し、そして今回の判例変更の対象となった判例が、「二」で紹介する昭和四五年判例である。当時の最高裁が、「刑法一七六条前段のいわゆる強制わいせつ罪が成立するため

には、その行為が犯人の性欲を刺戟興奮させまたは満足させるという性的意図のもとに行われることを要」すると判示して以来、裁判実務では、一般に性的意図必要説が採用されていたといふ⁽⁵⁾。

しかし、これに対しては、本来強制わいせつ罪は、個人的法益としての被害者の性的自由を保護法益としており、行為者の性的意図の有無によって、その性的自由の侵害の可否が決められるのは疑問であるといった批判的な意見が多く、他方で、本判例以前の下級審裁判例の中には、性的意図は不要と解するものも存在した。

二 最高裁判昭和四五年一月二九日判決（刑集二四卷一号一頁）

1 事案の概要

昭和四五年判例の事案の概要は、次の通りである。

被告人は、被害者の手引きにより自身の内妻が逃げたと信じ、被害者を部屋に呼び出して、二時間にわたって脅迫をし、被害者の裸の写真を撮影する形で仕返しをしようと考え、畏怖している被害者を五分間にわたって裸体にさせた上で、これを写真撮影した。

一審（釧路地判昭和四二年七月七日刑集二四卷一号一二頁）、及び控訴審（札幌高判昭和四二年二月二六日刑集二四卷一号一四頁）は、強制わいせつ罪の保護法益を被害者の性的自由と解した上で、たとえ被告人が、報復、侮辱目的で撮影行為等を行っており、性的意図が欠けていたとしても、強制わいせつ罪が成立する旨の判断をした一方で、最高裁判所の多数意見は、性的意図を必須の要件とする判断を下した。

2 判旨

「強制わいせつ罪が成立するためには、その行為が犯人の性欲を刺戟興奮させまたは満足させるという性的意図のもとに行なわれることを要し、……専らその婦女に報復し、または、これを侮辱し、虐待する目的に出たときは、強要罪その他の罪を構成するのは格別、強制わいせつの罪は成立しないものというべきである」。

「性欲を刺戟興奮させ、または満足させる等の性的意図がなくても強制わいせつ罪が成立するとした第一審判決および原判決は、ともに刑法一七六条の解釈適用を誤つたものである」。

3 昭和四五年判例についての評価

右の判旨から明らかな通り、昭和四五年判例は、強制わいせつ罪を認めるにあたって、行為者に性的意図を有することを必要条件とした。しかし、この判例に対しては、強制わいせつ罪は、個人の性的自由を保護法益とするものであるから、行為者がいかなる目的・意図で行為に出たか、行為者自身の性欲を徒に興奮または刺戟させたか、そして行為者又は第三者の性的羞恥心を害したか否かは、本罪の成立に何ら影響を及ぼさないとする、入江俊郎、長部謹吾両裁判官の反対意見が付されていたことにも注目しなければならない。

昭和四五年判例に対しては、強制わいせつ罪を傾向犯の好例として挙げ、性的意図が強制わいせつ罪の成立に必要であるとして、最高裁の判断を好意的に見る評価⁽⁷⁾がある一方、「他人の面前で全裸にさせられ、その写真を撮影されるというのはことに婦女にとって性的自由を侵害することであり、相手にいかなる意図があろうと性的自由が強制によって侵害されるといふ点はかわりがない」⁽⁸⁾等という批判的な評価も見られていた。

ここで改めて、昭和四五年判例の一審判決及び原判決の考えと、最高裁の考えとを簡単に比較すると、原判決までは、強制わいせつ罪を認めるにあたって、被害者の性的自由の保護という観点から、行為者に対して性的意図を有する必要は無いという「性的意図不要説」を採用していたのに対して、最高裁は、この意図を必須の要件と解して「性的意図必要説」を採ったことが分かる。

これにより、裁判上、強制わいせつ罪が成立するためには、行為者に性的な意図を有していたことを立証する必要が生じたことになる。しかし、後の裁判例においては、性的意図を要求しつつも、その認定を客観的な行為を元に行つたものや、行為自体からは強制わいせつ罪に類似する行為とされるも、強要罪などの罪に留まるとする事例が認められる一方で、性的意図の認定をせずに客観面のみで強制わいせつ罪を認める事例等が登場するようになる。次章では、それらの裁判例を紹介する形で、昭和四五年判例との違いを、さらに学説状況について検討を重ねた上で、本判例の意義を述べていきたい。

三 昭和四五年判例以降の裁判例

まずは、東京高判昭和五九年六月一三日判時一一四三号一五五頁である。これは、被告人が抗拒不能の状態に陥つた被害者の肛門内に麻酔剤を注射、種々の器具を挿入したことによって、傷害を負わせたものである。被告人の、傷害罪が成立するに留まる旨の主張に対し、東京高裁は、被告人の行為を客観的に判断し、被害者の性的自由の侵害を認め、性的意図は推認できるとし、(旧)準強制わいせつ致傷罪の成立を認めた。

一方で、松山地判平成一七年一二月一二日裁判所ウェブサイトは、右記東京高判と類似の事案であるにもかかわらず

ず、異なる判断を下している。被害者の借金の返済を迫る過程で、被害者の意思に反して肛門に器具を挿入した事案について、松山地裁は暴行罪の成立を認めた。被告人の行為は暴行行為として処理されており、性暴力被害の検討は始どなされていない。この点、被告人の性的意図の不存在が、適用される罪名に影響を与えた可能性も考えられる。

京都地判平成一八年一二月一八日裁判所ウェブサイトの事案は、臨床検査技師である被告人が、検査器具を被害者の肛門に押し当て、数回にわたって肛門から外性器の部分に至るまで密着させた状態で往復させたというものである。京都市裁は、本件行為を配慮を欠いたあるいは配慮不足の行為と評価しつつも、被告人のわいせつ目的を推認するには不可能、あるいはわいせつ目的の程度が必ずしも高くないことから、(旧)準強制わいせつ罪は成立しないと判断した。

性的意図の有無が争われた東京高判平成二八年二月一九日判タ一四三二号一三四頁では、被告人が被害者に対し、要求に応じなければ危害を加える旨の告知をし、被害者が自身の乳房、性等を撮影して、その画像データをインターネットアプリを経由して被告人の携帯に送信させた上で、被告人がこれを入力した事案に対して、「強制わいせつ罪の構成要件の一部となり得る事実を含むものの、その成立に必要な性的意図は含まれて」いないことから、強要罪の成立に留まるとした。本事案は、被害者の身体部分の撮影、そして被告人は専ら、脅迫の目的であったという意味では、昭和四五年判例と類似した面がある。ただし、被害者が一八歳未満の者であったことから、児童ポルノ法(旧)七条三項の児童ポルノ製造等罪が適用されており、これにより被告人の強制わいせつ罪に当たり得る行為は評価され尽くしたと判断された可能性もある。

このように、裁判の場面では、性的意図の有無が犯罪の成否に大きく関わっていた一方で、明言はしないものの、

行為者に性的意図は不要と解する事例も登場していたことが注目される。東京地判昭和六二年九月一六日判時一二九四号一四三頁は、女性用下着販売業者である被告人が、被害者を下着モデルとして働かせるために暴行を加え、全裸にして写真撮影をしようとしたところ、被害者が抵抗し逃走したため、写真撮影には至らなかつたものである。東京地裁は、被害者を「全裸にしその写真を撮る行為は」、被害者を「男性の性的興味の対象として扱い」、被害者に「性的羞恥心を与えるという明らかに性的に意味のある行為、すなわちわいせつ行為であり、かつ、被告人は」、「自らを男性として性的に刺戟、興奮させる性的意味を有した行為であることを認識しながら、あえてそのような行為をしよう」と企て、判示暴行に及んだものであることを認めることができる」と判示し、(旧)強制わいせつ致傷罪の成立を認めたのである。被告人には、性的意図ではなく、性的意味の認識、認容があれば、わいせつ行為性が認められると判示されている。この判決に対しては、なお書きで被告人の性的興味を有する可能性を認定するが、一方で「性的意図は客観面を超過する要素としてではなく、むしろ『わいせつな行為』の意味の認識」⁽⁹⁾に近いものと評価されている。

さらに、東京高判平成二六年二月二三日高刑速(平成二六年)四五頁は、被告人には報復目的とともに性的目的も有していると判示した上で、さらになお書きで、強制わいせつ罪の成立にあたっては、客観的に被害者の性的自由を侵害する行為がなされ、行為者がその旨の認識をしていれば成立し、「被告人の意図がいかなるものであれ、本件犯行によって、被害者の性的自由が侵害されたことによりはなれないのであり、犯人の性欲を刺激興奮させまたは満足させるという性的意図の有無は、上記のような法益侵害とは関係を有しない」と判示した。

以上、昭和四五年判例以降の裁判例の流れを紹介してきた。下級審においては、強制わいせつ罪を認めるにあたり、医療の場面では行為者の性的意図が問題とされ、犯罪不成立の方向に傾く一方で、事案によっては性的意図の存在を必然的に求めてはならないことが明らかになった。さらに、昭和四五年判例に反して性的意図は不要と判示する裁判例も登場している。ただし、これまでの事案は、被告人の行為がそれ自体から性的意図が推認できたものである。その中で本判例の事案は、客観的には容易にわいせつ行為性が認められるとしつつも、他方で性的意図は認められないという。まさに、昭和四五年判例の維持が問題となったわけである。

四 検討

下級審では、当初は、性的意図必要説を前提に判示するものが見られていた。性的意図の要否の議論は、古くは医療行為の場面や、行為無価値論（必要説）と結果無価値論（不要説）の対立の一場面で行われたが、そもそも何故争われるのかについて、改めて考える必要がある。言い換えれば、争点となる根拠は何か、あるいはそもそも「要否」について争われるべきものであるのか。本判例は、この点に一つの回答を与えたものといえる。

いかなる行為が性的行為に当たるかについて、ここで注目すべきは、我が国の性暴力犯罪規定の変遷と諸外国の法改正の流れを紹介した上で、性被害の実態を考慮した規範的評価を目指した点である。昭和四五年判例が出された当初は、学説上も強制わいせつ罪の保護法益に性風俗の保護をも取り入れた見解が一定数存在した。他方で、比較法で多く参照されるドイツ⁽¹⁰⁾では、昭和四八年の第四次刑法改正以降、種々の被害者を認めた上で、性的意図を考慮要素とする形で進展してきた。そして本判例でも、昭和四五年以降の社会の変化、とりわけ強制わいせつ罪を含む性暴力関

連の法改正の状況を紹介した上で、今日では性犯罪の被害者、及び被害の実態にこそ目を向けるべきだと述べる。我が国の「刑法の一部を改正する法律」(平成二九年法律第七二号)を作成する際も、各委員は性被害の実態についてヒアリングをしており、また、近年の研究により性暴力被害を受けた被害者には高い比率でPTSDを発症することが明らかにされていることから、本改正法も、被害者の性的自由、性的自己決定権の保護を目的としたものといえる。⁽¹²⁾そこら被害者の性的自由を保護するために考察すべきは、被害者の承諾なき、暴行あるいは脅迫を受ける中で性的行為の存在であり、これを判断するにあたって、行為者の性的意図の有無は、十分な意味を持ち得ないのである。

他方で、控訴審までは、強制わいせつ罪の成立にあたって、被告人の性的意図は一律に不要と解したのに対し、本判例は、性的な被害を三つの類型に分けた点が注目される。すなわち、①行為そのものが持つ性的性質が明確な場合には、その行為自体から客観的にわいせつ行為が認められ、性的意図は不要とする類型、②行為そのものが持つ性的性質が不明確な場合で、具体的な状況等をも考慮しなければ性的な行為であると認められない類型、そして③性的な行為にあたるとしても、強制わいせつ罪で処罰する程度には達しない類型である。③の類型は、強制わいせつ罪には該当しない程度の性的意味を有する行為であり、他の刑罰法規や、各自治体の迷惑防止条例等で対応でき、強制わいせつ罪における性的意図は要求されないと考えられる。⁽¹³⁾

何故強制わいせつ罪の事例において、わざわざ③の類型を持ち出したのか。思うに、右記の通り性暴力犯罪は時代に応じた見方、規制手段が取られており、昭和四五年当時と比べて犯罪の実態説明が進んだ点が念頭にあるのではないだろうか。特別法、条例の拡充が図られ、強制わいせつ罪ではカバーしきれなかった類型も捕捉できるようになっ

たことから、述べられたのだと解する。一方で、本判例における被告人の行為は、①の類型に当たるものであることは明らかであり、その意味で、性的意図の解明は不要と解されたものである。そのため本判例が述べた②、③の類型がどのような内容を表すかは、ここでは示されていない。この点は今後も問題となり得るが、少なくとも②の類型には、例えば京都地裁の事例のような医療行為が当てはまり得るとともに、いわゆる被害者の承諾が存在しないS Mプレイについても、行為者が性的意図をもって行った場合には、暴行罪との関係から性的意図を考慮要素に含める場面が出てくると思われる¹⁴⁾。

五 判例の射程

本判例は、これまで強制わいせつ罪を認めるにあたって、行為者に対して性的意図を必要としてきた判例の見解を変更し、少なくとも、行為を客観的に判断して、強制わいせつ罪におけるわいせつ行為であることが明らかであると認められれば、行為者の性的意図の有無を検討することなく強制わいせつ罪の成立を認めるとともに、行為の内容からは強制わいせつ罪におけるわいせつ行為か判然としない中で犯罪を成立させるために、行為者の性的意図が一つの考慮要素となることを示した。本判例は、①の類型に当たる行為が行われたときに、これまで性的意図を必要としたことで、本罪の成立範囲が狭くなりすぎていた点を解決したものととして、評価に値し得る¹⁵⁾。

本判例は、性的意図についての判決であるが、性暴力犯罪全般の法解釈について広く参照に値する。その意味では、今後の性暴力犯罪全体を考えるに当たり、大きな指針を提示したものといえる。これは裁判所の今後の判断にもいえ、時代に応じた事案解決が促されることになると考えられる¹⁶⁾。

- (1) 評釈として、成瀬幸典「判批」法教四三二号一六六頁。
- (2) 評釈として、前田雅英「判批」捜研六六卷八号三二頁。
- (3) 評釈類として、前田雅英「判批」W L J判例コラム一二二号(一〇一七 W L J C C O 三〇) 一頁、同「判批」捜研八〇四号二頁、成瀬幸典「判批」法教四四九号一二九頁、豊田兼彦「判批」法七七五七号一二三頁、村井敏邦「判批」時法二〇四三号五〇頁、曲田統「判批」法教四五〇号五一頁、松木俊明・奥村徹・園田寿「強制わいせつ罪の成立と行為者の性的意図の要否」法七七五八号四八頁、馬渡香津子「判解」ジュリ一五一七号七八頁、松宮孝明「判批」刑弁九四号七四頁、高橋則夫「判批」論ジュリ二五号一一三頁、塩見淳「強制わいせつ罪における『性的意図』」刑ジャ五六号三三頁、奥村徹「最高裁大法廷平成二九年一月二九日判決の背景」判時二二六六号一三一頁、小林憲太郎「最高裁平成二九年一月二九日大法廷判決について」判時二二六六号一三八頁、佐藤拓磨「最大判平成二九年一月二九日の意義と今後の課題」判時二二六六号一四三頁、園田寿「判批」新・判例解説 Watch 一三三号一六七頁、石飛勝幸「判批」警公七三卷八号八八頁、小棚木公貴「判批」北法六九卷三号一八四頁、江藤隆之「判批」桃山二九号一三九頁、日和田哲史「判批」上法六二卷一〇二号一七七頁、仲道祐樹「判批」論ジュリ二八号一八八頁、谷脇真渡「判批」桐蔭二五卷一号七五頁、木村光江「判批」平成二九年度重要判例解説一五六頁、馬渡香津子「判解」最高裁時の判例(平成二七年〜平成二九年)(九)三七四頁、向井香津子「判解」曹時七二卷一号一七二頁。
- (4) 青柳文雄「傾向犯について」『犯罪と証明』(昭和四七年)五八頁(初出…法研三六卷四号一頁)。
- (5) 当時の判例、学説状況については、成瀬幸典「強制わいせつ罪に関する一考察(上)」法学八〇卷五号二頁。
- (6) 例えば平野龍一「強制わいせつ罪とわいせつの意思」『犯罪論の諸問題(下)各論』(昭和五七年)三〇七頁。
- (7) 例えば、岡野光雄「判批」早稲田大学社会科学研究所八号一五九頁。
- (8) 青柳・前掲注(4) 五四頁。
- (9) 橋爪隆「判批」刑法百選Ⅱ各論「四版」三〇頁。
- (10) 阿部純二「強制わいせつ罪における性的意図の要否」現刑二二号二四頁、新谷一幸「ドイツ性刑法の改革(一)」修道二五卷一号一三一頁。また、他国でも類似的の考えが取られている(斉藤豊治「アメリカにおける性刑法改革の方向」刑雑五四卷二号六七頁、横山潔『イギリス性犯罪法論』(平成二九年)五七、六二頁、末道康之「ベルギー刑法における性犯罪規定

改正の動向」南山四二卷一号九八頁。

(11) 平成三〇年より、法務省「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」において、性犯罪の実態に関する各種調査・研究が行われていた。

(12) 本判例は、「被害者の受けた性的な被害の有無やその内容、程度にこそ目を向けるべき」と述べていることから、本罪の保護法益を個人的法益だと解していると思われる。

(13) ③の類型に性的意図を有する場合は想定されているかは、判文からは必ずしも明らかではない。なお、豊田・前掲注(3)一・二・三頁は、③の類型にも意図が考慮されることがあると述べる。

(14) 松木他・前掲注(3)五一頁。なお、成瀬幸典「強制わいせつ罪に関する一考察(下)」法学八二卷六号二六頁で、性的意図を考慮する事例として、「狭義及び広義の医師の診察事例」、「撫で廻し事例」、「小児性愛事例」を紹介する。

(15) 曲田・前掲注(3)五七頁、佐藤・前掲注(3)一四五頁、成瀬・前掲注(14)二三頁。
 (16) もちろん、「判例法」としての法的安定性が求められる点は別途問題となる。

【附記】初校校正時、本判例の解説として、向井香津子「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇(平成二九年)』(令和二年)一六二頁に接した。

再校校正時、本判例の評釈として、櫻庭総「大場史郎「判批」山口経済学雑誌六七卷五号四九九頁に接した。

(本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍)